

大船渡市ブロック塀等安全確保対策事業補助金 Q & A

Q 1. 申請の流れを教えてください。

A 1. 別紙の「申請手順」をご確認下さい。また、「除却」と「耐震診断・耐震改修工事」では、手順や内容が異なりますのでご注意下さい。

Q 2. 申請時に必要な書類は？

A 2. 別紙の「申請用紙」の「申請時添付書類」のチェックシートをご確認の上、必要書類を揃えてください。また、印鑑は「認印」でかまいません。ただし、浸透印（シャチハタなど）は使用できません。

Q 3. 申請書類はどこでもらえますか？

A 3. 市役所の住宅管理課（本庁3階）で配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。

Q 4. 申請場所はどこですか？ 郵送での受付は可能ですか？

A 4. 市役所の住宅管理課（本庁3階）で受付します。また、事前相談が必要になりますので、郵送などでは受付していません。来庁が難しい場合は、ご家族の方や代理人などに依頼してください。（Q7参照）

Q 5. 予算が無くなれば受付終了とありますが？

A 5. 予算の範囲内で受付をしていますので、申請の受理状況により、予算がなくなり次第、受付を終了します。また、受付を再開する際には、市の広報誌などでお知らせします。（個別にお知らせすることはありません。）

Q 6. 申請の予約は可能ですか？

A 6. できません。事前相談後に必要書類が全て提出されることにより、正式に申請受付となります。書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意下さい。また、先着順にて受付しています。（事前相談の順番ではありません。）

Q 7. 施工業者や設計事務所による代理申請は可能ですか？

A 7. 委任状の添付により可能です。

Q 8. 避難路沿道等とはどのようなものでしょうか？

A 8. 市の耐震改修促進計画の「8 別紙1 避難路沿道等」に指定されたものになります。具体的に「避難路」は、国道、県道、市道、臨港道路、農道

などの国又は地方公共団体が管理している道路です。私道は対象外となりますが、建築基準法第42条にて、建築基準法上の道路として認められたもの（位置指定道路など）は対象となります。

「避難地」は、市の地域防災計画の「資料編 2 災害予防計画」の「2-6 避難対策計画 2-6-1 避難場所一覧表、及び2-6-2 福祉避難所一覧表」において避難場所として位置づけられているものとなります。ただし、学校施設は文科省の補助制度があるため対象となりません。

Q9. ブロック塀等とはどのようなものですか？

A9. 補強コンクリートブロック造を含む組積造の塀です。門柱、金属製のフェンス、擁壁、土留めなどは対象となりません。（Q24 参照）

「補強コンクリートブロック造」とは、コンクリートブロックを鉄筋で補強したものです。

「組積造」とは、無筋のコンクリートブロック造、石造、れんが造などです。

Q10. 塀を自分で所有していない場合（借地など）は対象になりますか？

A10. 所有者などの同意を得ていれば対象になります。ただし、同意書の添付が必要となります。

Q11. 駐車場や空き家などのブロック塀等は対象になりますか？

A11. 「避難路沿道等」に面していて、条件に適合している塀は対象になります。

Q12. 隣地間の塀は対象になりますか？

A12. 隣地との間の塀は対象になりません。ただし、「避難地」に面している敷地の塀は対象になる場合があります。詳細はご相談下さい。

Q13. すでに工事が完了している。または、耐震診断や工事などに着手している場合は対象になりますか？（遡及適用はできますか？）

A13. 対象になりません。必ず交付決定通知を受けてから、事業に着手（耐震診断や工事請負契約など）してください。（遡及適用できません。）

東日本大震災の被災者向け補助金の制度とは異なりますのでご注意下さい。

Q14. 申請後に工事の内容を変更（中止）したい場合はどうすれば良いのか？

A14. 必ず事前に相談の上、計画変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に必要事項を記入し必要書類を添付の上、提出してください。

Q15. 建築基準法に適合しているか分かりません。(築造年代が分かりません。)

A15. 専門業者（建築士やブロック塀診断士など）にご相談下さい。また、「塀の法令適合チェック表」を活用し判断してください。

Q16. 建築基準法令違反と既存不適格の違いはどのようなものですか？

A16. 「建築基準法令違反」とは、塀を築造した時から法令に違反しているものです。補助の対象外になり、特定行政庁による違反指導の対象となりません。

「既存不適格」とは、塀を築造した当時は法令に適合していましたが、法令の改正などにより現行の法令に適合しなくなったものです。補助の対象になります。

どちらにしても、現行の法令に適合していないため、危険な塀の可能性が有りますので、「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を活用して危険がないか確認して下さい。

Q17. 耐震診断は必ず行う必要がありますか？

A17. 既存の塀を補修、補強する場合や、一部を除却して耐震性を確保する場合は必要になります。

対象塀のすべてを除却する計画の場合は必要ありません。

Q18. 塀の建替えも対象ですか？ どのような塀でも良いですか？

A18. 除却と共に行う場合のみ対象となります。

現行の法令に適合する「塀」（意匠の制限なし、金属製なども可）であれば対象となります。

生垣は補助の対象になりませんが、別事業（緑のまちなみ整備事業）の補助がありますので、事前にご相談下さい。

Q19. 複数の土地に危険な塀を所有していますが、何回でも申請できますか？

A19. 同一の敷地（連続する複数の敷地も同様）の場合は1回しか申請できませんが、離れた複数の土地にそれぞれ危険な塀がある場合は、それぞれで申請できます。

Q20. 耐震診断と耐震改修工事をそれぞれ別で申請したいのですが？

A20. できません。同一の敷地で1回しか申請できませんので、どちらかのみ対象になります。また、除却と建替えを別々に申請した場合は除却分のみ対象になります。

Q21. 年度を分けて申請したいのですが？（今年度に耐震診断、来年度に耐震改修工事）

A21. Q20と同様で、1回しか申請できませんのでどちらかのみ対象になります。

Q22. 補助の対象となる事業内容はどのようなものですか？

A22. 対象塀のすべてが現行の建築基準法令などに適合するように行う、耐震診断、耐震改修工事、除却工事、建替え工事（除却と共に行う場合のみ）が対象になります。

Q23. ブロック塀等の高さはどこから測るのでしょうか？

A23. 避難路沿道等の面している部分の直近の道路面または地盤面から計測してください。道路などに勾配（傾斜）がある場合は、その勾配に応じてそれぞれ計測してください。

Q24. 補強コンクリートブロック造塀において、下部が少しだけ土留めを兼ねていますが対象になりますか？

A24. 土留めや擁壁は対象外です。（Q9参照）ただし、下部からコンクリートブロック2段以下の部分で土留めになっている場合は、対象になる場合があります。詳細はご相談ください。

Q25. 避難路とブロック塀の間に幅1m程度の用水路がある場合、避難路に面していると考えて良いですか？

A25. 用水路の幅とブロック塀の高さを考慮し、避難路に影響を及ぼすと判断される場合は対象になる場合があります。詳細はご相談ください。

Q26. 前面道路が、建築基準法第42条第2項のみなし道路（幅員4m未満の道路）に指定されている場合は対象になりますか？

A26. みなし道路に指定されている場合や幅員が4m未満の道路については、除却と規定の位置（指定された道路幅員を確保した位置）への建替えのみ対象になります。建替えの際の塀の位置については、大船渡土木センターの建築主事にご相談ください。